

# 鴨川市（鴨川・長狭・江見・天津小湊）地区民生委員児童委員協議会規約

## （名称）

第1条 本会は、（鴨川・長狭・江見・天津小湊）地区民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## （目的）

第2条 協議会は、民生委員法第24条に定める任務の遂行と円滑な運営を図ることを目的とする。

## （構成）

第3条 協議会は、（鴨川・長狭・江見・天津小湊）地区民生委員児童委員及び（鴨川・長狭・江見・天津小湊）地区主任児童委員（以下「委員」という。）をもって構成し、鴨川市民生委員児童委員協議会に加入するものとする。

## （役員）

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名（原則として男女各1名）
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 記録係 1名
- (6) 連絡員（小域健康福祉圏・別表のとおり）各1名

## （任期）

第5条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 指定の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期は、一斉改選日を起算日とする。

## （役員の選任）

第6条 会長、副会長、監事、記録係は委員の互選による。

2 会計は、会長が協議会の同意を得て、これを委嘱する。

3 地区連絡員は、小域健康福祉圏単位関係委員の互選による。

## （役員の職務）

第7条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 監事は業務の執行状況及び会計について監査する。

4 会計は協議会の会計を処理する。

5 記録係は活動記録及び出席状況を取りまとめ、会長に報告する。

6 地区連絡員は委員相互並びに関係機関との連絡調整にあたる。

## （部会）

第8条 協議会には部会を置くことができる。部会の規程は別に定める。

(会議)

第9条 会議は、鴨川市民生委員児童委員協議会の事業計画により開催する。ただし、必要がある時は臨時に開催することができる。

2 会議は、原則として全員出席するものとする。

3 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

(会計年度及び経費)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

2 協議会の経費は、鴨川市民生委員児童委員協議会からの地区活動費等をもってこれにあてる。

(事務局の設置)

第11条 協議会に事務局を設置し、その事務は鴨川市役所健康福祉部福祉課が処理する。

(規約の変更)

第12条 この規約を変更しようとするときは、会議において出席者の三分の二以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、平成17年4月19日に施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月8日に施行する。

別表

小域健康福祉圏（旧小学校区12圏域）

単位民生委員児童委員協議会	小域健康福祉圏
鴨川地区	鴨川
	東条
	西条
	田原
長狭地区	主基
	吉尾
	大山
江見地区	江見
	太海
	曾呂
天津小湊地区	天津
	小湊